

令和7年度内山霊園聖地使用者募集要項

1 募集聖地数

(1) 6 聖地

第う号聖域	2 4	
第え号聖域	1 5 5、1 7 5、2 3 5、2 5 4	
第き号聖域	1 3 4	計 6 区画

(2) 1 聖地の面積 4 m² (2 m×2 m)

2 金額

(1) 聖地使用料 1 聖地 380,000円

納入期間は別途案内します。

(2) 管理手数料 1 聖地 年額 3,570円

納入期間は別途案内します。

令和8年度以降は、毎年4月末に納入。最大5箇年分前納ができます。

3 申込資格

- ① 岡谷市に本籍または住所を有する方（法人の場合は、市内に主たる住所を有するものに限り）で、墓地がなく遺骨を抱え埋葬に困っている方、または、墓地を新規購入したい方。

※岡谷市に本籍のみを有する方は、別に管理人を設定していただくこととなります。

- ② 現に内山霊園合葬式墓地「嶺風苑」の使用許可を受けていない方。

4 申込書類

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ① 令和7年度内山霊園聖地使用申込書 | 1 通 |
| ② 申込者（聖地使用者） 個人の住民票の写し | 1 通 |
| <u>ただし、管理人を設ける場合は、併せて当該者の住民票の写し</u> | 1 通 |
| ③ 申込者（聖地使用者）の戸籍謄本 | 1 通 |
| ④ 埋火葬許可証の写し | 1 通 |
| ⑤ 寺院に遺骨を預けている方はその旨の証明書 | 1 通 |
| ⑥ 使用中止届書（合葬式墓地の使用許可を受けている場合） | 1 通 |

④、⑤は、どちらか1通で結構です。※遺骨を抱えていない方は不要。

5 申込受付

受付期間：令和7年10月31日（金）～12月25日（木）（土・日・祝日を除く）

※期間の途中で受付を終了する場合があります。

（詳しくは6 使用の決定をご参照ください。）

申込方法：上記の申込書類をそろえて市民生活課 安全・衛生担当窓口（市役所1階）へ申請してください。（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

6 使用の決定

申込受付の先着順にて、使用を決定いたします。

空き区画が無くなった場合は、その時点で申込受付を終了いたします。

※現地は必ずご確認くださいよう、お願いいたします。

また、お申込みの際は、必ず別紙「内山霊園の使用を希望する方へ」をお読みいただき、諸条件等をご確認の上お申込みください。

内山霊園聖地の使用を希望する方へ

市民生活課 電話 23-4811 内線1171
FAX 23-4817

希望される方は、別途要項により申込んでください。内山霊園聖地の使用にあたっては、条例等によって次のような取り決めがされておりますのであらかじめご承知ください。

1 死体埋葬の禁止

内山霊園は死体（火葬していない遺体）を埋葬することはできません。

2 碑石等の制限

内山霊園聖地は統一聖地となっており、碑石等の型や大きさに制限があります。

詳細は別紙「内山霊園統一聖域内の碑石等施設基準」及び「標準設計書」を参照ください。

3 使用者の義務

(1) 管理手数料の納入

1 聖地年間 3, 570 円納入していただきます。毎年 4 月中旬に納入通知書を送付します（令和 7 年度分については、使用聖地決定時）。

(2) 住所変更等、申請事項に変更があった場合は直ちに手続きをする必要があります。

届出、申請事項の例（所定の様式にご記入していただきます）
①住所変更…住民票の写し、使用許可証 (市外転出された場合は岡谷市在住の世帯主を管理人として選定する必要があります。)
②使用者の承継…住民票の写し、戸籍謄本又は抄本、使用許可証 (使用者が亡くなられた場合等は、戸籍謄本等が必要となります。市外の方が承継する場合は、管理人の選定が必要です。)
③管理人の選定…管理人の住民票、管理人選定同意書、使用許可証 (市外転出された場合、住所変更及び管理人選定の手続きが必要となります。)
④管理人の住所変更…管理人の住民票、使用許可証 (管理人が市内で転居された場合必要となります。市外転出された際は新しく市内に住所のある世帯主を管理人として選定することになります。)

(3) 聖地使用者は常に聖地内を清潔にし、聖地内施設に損壊の危険等がある場合には速やかに修理等必要な処置を講じること。

(4) 聖地を返還する際には原形に復すること。

4 使用の取消

次の場合には、市長が使用許可を取消することがあります。

(1) 聖地を他人に譲渡若しくは転貸し、又は目的外に使用したとき。

(2) 聖地使用者の義務を怠り、又は住所変更等の届出がないとき。

(3) 聖地使用者が死亡し、又は住所が不明で 5 年を経過しても親族縁故者等から使用承継の申出がないとき。

(4) 使用者である法人が解散し、1 箇年を経過しても使用承継の申出がないとき。

(5) 虚偽、その他不正な手段により許可を受けたとき。

※ (3) と (4) の場合は墳墓等無縁として、移転等の処理をすることがあります。

5 その他

聖地返還に伴う聖地使用料は原則として還付いたしません。

・聖地使用申込書ほか申込書類は、期間内に市民生活課安全衛生担当(市役所 1 階)までご持参ください。 ※支所、内山霊園管理棟での申込みは出来ません。

(記入例)

令和 7 年度内山霊園聖地使用申込書

申し込み要項を熟読し承知の上、下記の通り申し込みます。

受付番号（市記入欄）		番	
(ふりがな)	おかや たろう	電話 番号	自 宅 0266-23-0000
氏 名	岡谷 太郎		勤務先等(昼間の連絡先) 0266-55-0000
住 所	〒394-0029 岡谷市幸町 8 - 1		
埋葬予定者	岡谷 花子	申込者からみた 埋葬者との関係	母
遺骨の保管場所	自宅 寺院 その他（ ）		
添付書類	①住民票 ②戸籍謄本 ③埋葬許可証の写し又は寺院等の保管証明書 （遺骨を抱えている方のみ） ④管理人の住民票（市外に居住している方のみ） ⑤使用中止届書（合葬式墓地の使用許可を受けている方のみ）		
(理 由)	例 1 : 墓地がなく遺骨を寺院に預けているため 例 2 : 墓地がなく遺骨を自宅に安置してあるため		

令和 7 年度内山霊園聖地使用申込書

申し込み要項を熟読し承知の上、下記の通り申し込みます。

受付番号（市記入欄）			
番			
(ふりがな)		電話 番号	自 宅
氏 名			勤務先等(昼間の連絡先)
住 所	〒		
埋葬予定者		申込者からみた 埋葬者との関係	
遺骨の保管場所	自 宅 寺 院 その他（ ）		
添付書類	①住民票 ②戸籍謄本 ③埋葬許可証の写し又は寺院等の保管証明書 (遺骨を抱えている方のみ) ④管理人の住民票（市外に居住している方のみ） ⑤使用中止届書（合葬式墓地の使用許可を受けている方のみ）		
(理 由)			